

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 長寿社会課

法令名	社会福祉法	法令番号	昭和26年法律第45号	
手続名	社会福祉事業経営者の許可取消等①	根拠条項	第72条第1項	
処分基準	<p>社会福祉法第62条第1項、第67条第1項若しくは第69条第1項の届出をし、又は第62条第2項若しくは第67条第2項の許可を受けて社会福祉事業を営業者に対し、社会福祉事業を営業者することを制限し、その停止を命じ、又は社会福祉事業経営の許可を取り消す場合は、第72条第1項に規定されている次の事由による。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第62条第6項（社会福祉施設の設置許可）の規定による条件を違反していること。 2 第63条第1項（変更の届出）若しくは第2項（変更の許可）、第68条（第一種社会福祉事業の変更及び廃止の届出）又は第69条第2項（第二種社会福祉事業の変更及び廃止の届出）に違反したこと。 3 第70条（調査）の規定による報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、同条の規定による当該職員の検査若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したこと。 4 第71条（改善命令）の規定による命令に違反したこと。 5 その事業に関し不当に営利を図っていること。 6 福祉サービスの提供を受ける者の処遇につき不当な行為をしたとき。 			
	対応区分	① 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関 長寿社会課	交付機関 長寿社会課